

平成22年3月15日

市内介護保険事業所 各位

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護指導課長

介護保険事業所における防火管理体制の徹底について

平素は、本市介護保険制度を始め、福祉行政全般にわたり多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。

すでに新聞報道等を通じてご承知のことと存じますが、3月13日未明、札幌市にございます認知症高齢者グループホームにおきまして、入居者7名の方の尊い命を奪い、また、1名の方が負傷するという痛ましい火災が発生いたしました。

今回火災のあった認知症高齢者グループホームだけでなく、要介護状態等にある高齢者の方がご利用になる介護事業所で火災が起きた場合、利用者の方々が自力で避難することが困難な場合が多く、多数の死傷者等が出る大惨事に繋がる可能性が非常に高くなる状況にあります。

このような状況等を踏まえ、各事業所におかれましては、日頃から防火安全対策に努めていただいているところではございますが、今般のような痛ましい事故が再び生じることのないよう、今一度、防火管理体制の見直しを行い、さらに防火管理体制の強化と徹底を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今回の火災に関しまして厚生労働省老健局高齢支援課認知症・虐待防止対策推進室より発出されました「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底等について」及び「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制等の点検について」の各文書について添付いたします。

(介護指導課指定指導係 972-2592)